

自動車税のトラブル防止のために

自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。次のことに気をつけて、快適にドライブしますよう。

○自動車を手放す方は

必ず移転または抹消の登録をしましょう。

○壊れて動かない自動車をお持ちの方は

一日も早く抹消の登録をしましょう。

○転居される方は

住所変更の登録をしましょう。住民票を移しても、車検証の住所は自動的に変更されません。

○あなたの車、現在の登録状況をどうなっていますか？

自動車税は、毎年4月1日現在の登録に

基づいて課税されます。実際に自動車を持つていなくても、登録がそのままになっていると元の所有者に課税されますので、ご注意ください。

なお、各登録手続きについては、管轄の運輸支局で行います。

【習志野ナンバー】

千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所

電話 050・5540・2024

(テレホンサービス)

千葉県船橋県税事務所

電話 047・433・1275